# 佐久市子どもの権利条例 (案)

私たちの住む佐久市は、緑豊かな山々からの清流が田園地帯を潤し、爽やかな高原の風が吹く、心豊かな人々が暮らすまちです。

このまちで暮らす子どもたちは、佐久市の宝であり希望であり、一人ひとりが基本的人権を持ち、多様な個性や可能性を持ったかけがえのない存在です。

私たちの願いは、子どもがふるさと佐久市を愛する心を育み生き 生きと育つことです。

市民全体で子どもの権利を理解し、尊重し、子どもを誰一人取り残さずにまち全体で健やかな成長を支え、子どもの最善の利益を尊重するまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。

- ○条例の前文では、この条例を定める理由について記載しています。
- 〇多様な個性を持っている子どもたち一人ひとりが、基本的人権を持ち、かけがえのない存在であることをまず確認しています。
- 〇そのうえで、「誰一人取り残さず、子どもの最善の利益を尊重する社会」 の実現を目指すために、この条例を定めることを示しています。

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利条約や、その精神にのっとったこども基本法(令和4年法律第77号)の考えに基づき、子どもが安心して学び、育つことができるまちの実現に寄与することを目的とする。

- ○この項目では、条例の目的について規定します。
- この条例における子どもの権利の考え方は、児童の権利条約の理念や、 それを踏まえたこども基本法の考え方に基づいています。
- 〇児童の権利条約は1989年に国連総会で採択され、日本では1994年に批准された、法的拘束力を持つ国際的な取り決めです。子どもを大人と同じく権利を持つ主体と位置づけ、「命を守られ成長できること」「子どもの最善の利益が第一に考えられること」「子どもが自分に関係することについて自由に意見表明し参加できること」「差別禁止」の4つの一般原則が示されています。
- 〇こども基本法は2022年6月成立、2023年4月施行の子どもの権利 に関する基本法であり、児童の権利条約の精神にのっとっていることが明 記されています。
- 〇本条例は、子どもの権利に関する具体的な施策の内容を盛り込んだ「政策 条例」ではなく、子どもの権利に関する基本的な考え方や行政の方向性に ついて定めた「理念条例」です。
- ○本条例の制定や、その趣旨を踏まえた今後の取り組みによって期待されることとして、子どもの権利を子ども自身や市民全体が理解することや、その結果として自分自身と同じく他者の権利についても理解した社会性のある大人への成長、子どもの最善の利益を実現するために不可欠な子育て支援のさらなる推進などが挙げられます。

# (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
  - (1)子ども 18歳未満の全ての者をいう。ただし、これらの者とひとしく権利を認めることが適当である者を含む。
  - (2)保護者 親や里親など子どもを育てる者をいう。
  - (3)市民 市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に在 学する者、市内で活動する者及び市内に事務所又は事業所を有 する法人その他の団体をいう。
  - (4)育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、学校、児童館等、子ども が育ち学んだり、活動したりするために使う施設をいう。

- ○この項目では、条例で使用する言葉の意味について規定します。
- ○「子ども」の定義における「権利を認めることが適当である者」とは、例 えば18歳になった高校生など育ち学ぶ施設に在籍する18歳以上の人、 児童養護施設を18歳で退所した後も継続して支援が必要な人などを想 定しています。
- 〇こども基本法ではこどもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、同法をめぐる国会の政府答弁では「基本的には18歳までのものを念頭に置いている」との見解が示されています。同法では、子どもの成長の過程は環境の影響も大きく子どもによって様々であることや、年齢で区切られている従来の制度では必要な支援が途切れがちになる弊害も指摘されていることなどから、単純に年齢では区分できない方も対象としています。本条例では、これらの考え方を踏まえた表現としました。
- ○「保護者」には親のほか、親に代わって子どもを育てる祖父母などの親 族、児童福祉法に定める里親などが該当します。
- 〇「市民」には、佐久市に住んでいる住民だけではなく、市内で勤務や活動を行っているすべての個人や団体を含みます。 おのずから、市や育ち学 ぶ施設の関係者、保護者も含まれることとなります。
- 〇「育ち学ぶ施設」には、市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、中間教室、フリースクール、児童養護施設、児童館、放課後児童クラブ、放課後デイサービス、地域子育て支援拠点事業を行う施設などが該当します。

# (基本理念)

- 第3条 子どもの権利の保障は、次<u>に掲げる</u>理念を基本として進めなければならない。
  - (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。
  - (2) 子どもにとって最善であることを第一に考えること。
  - (3) 子どもの成長・発達に配慮すること。

## <解説>

- 〇この項目では、条例の基本理念を規定しています。いずれも、児童の権利 条約の理念に沿った内容です。
- ○権利の主体

子どもは単に「大人によって保護されるべき存在」ではなく、「子ども自身が権利を持っている主体であり、子どもの権利行使を支援するのが大人の役割である」との認識のもとに、子どもを権利の主体として尊重する必要があることを規定しています。

○最善の利益の考慮

子どもに影響を与えることを決める際には、何が子どもにとって最も良いことなのかを第一に考慮して判断するという、児童の権利条約第3条に規定されている重要な考え方です。

〇成長・発達への配慮

子どもを支援したり、子どもの意見を聞いたりする際には、一人ひとりの 年齢や発達、障害の有無など様々な条件を考慮し、その子に合った適切な 方法によって対応する必要があることを規定しています。 (子どもの持つ権利)

- 第4条 子どもは、児童の権利条約の考えに基づき、生まれたときから権利を持つ人として、大切に守られなければならない。
- 2 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが健やか に成長していくために次に掲げる権利を尊重するものとする。
  - (1)生きる権利 子ども自身が、自分が大切でかけがえのない存在であることを実感でき、平和及び安全が確保される中で、健康的に暮らし、自分らしく成長ができること。
  - (2) 育つ権利 子ども自身が、自分の考えや個性、他者との違い を認められてありのままの自分でいることができ、安心でき る場所で学び、遊び、休み、自分らしく成長し、心豊かに育つ ことができること。
  - (3)守られる権利 子ども自身が、自分若しくは家族の国籍、性別、出身、障がい又は家庭の状況等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることなく、虐待、いじめや暴力等を受けずに、安心して生きていけること。また、困ったときや辛いときには、相談しやすい環境の中で相談できる機会が与えられること。
  - (4)参加する権利 子ども自身が、自分に関わることについて、 自分の意見を述べやすい環境の中で自由に意見を表すことが でき、自分の思いや意見を受け止めてもらえること。また、年 齢、心及び体の発達に応じてしっかりと考えてもらえること。
- 3 子どもは、自分の権利が尊重にされるのと同じように、自分以外 の権利を尊重するものとする。

- 〇子どもの権利については条約に世界共通の定めがあり、日本も批准していることから本条例で「子どもの権利」という場合、児童の権利条約に定められた権利全般を指します。その中でも、特に市の子どもにとって 大切な権利と考えられるものをこの項目の各号で挙げています。
- ○第4条では、子どもが「生まれながらに」権利を持っていることを強調 し、明確にするために「子どもの持つ権利」と表記しています。

- ○「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの項目は、児童の 権利条約が規定する4つの権利に対応しています。
- ○「生きる権利」子ども一人ひとりが、世界にたった一人しかいないかけがえのない存在として大切にされ、自分自身もそのことを実感できること。また、必要な時に助けを求めたり、必要な医療や教育を受けたりするなど、平和で安全な環境のもとで生きられることを示しています。
- ○「育つ権利」多様な個性を持つ人たちの中で、子どもが独立した人格と 尊厳を大切に認められ、自分らしく生きていけること。子どもが学校を はじめとした様々な教育の場や日常生活の中で学んだり、好きなことに 夢中になったりさまざまなことにチャレンジしたり、心身の回復のため に休息をとったりできること。それらを通じて、自らの力に気づき、自 分に自信を持ち、問題を克服していく力を身につけられることを示して います。
- 〇「守られる権利」子どもが自分や保護者の国籍や人種、性別、出身、障がいの有無、言語、宗教、政治的意見その他の意見、社会的出身、財産、出生または他の地位に関わらず、差別や不利益を受けないこと。これらのことは児童の権利条約第2条1項で定められています。また、肉体的及び精神的なものを含むあらゆる虐待やいじめ、暴力を受けないこと。これらの発生時に限らず必要な場合は、一人で悩みを抱え込まずに、相談しやすい環境、雰囲気の場で気軽に相談できる機会が設けられていることを示しています。
- ○「参加する権利」子どもが、自分に関係のある事柄について、自分の考えや感じていることを自由に表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて尊重すること。子どもの意見を聴くだけではなく、その意見を尊重し、活かすことまで含めた「意見表明権」は児童の権利条約の理念の中でも重要なものとされており、この権利の保障があらゆる子どもの権利の保障につながるものと考えられています。
- ○「権利の相互尊重」全ての子どもがまず自分の権利が尊重されることを 理解し、その次に、同じ権利が他人にもあって尊重すべきことを学ぶこ とによって、多様な考えや価値観を持つ人同士がお互いの権利を尊重し あう力を身につけることができると考えます。これは「子どもの持つ権 利」ではありませんが、「権利」を考えるうえで重要なポイントと考え、 この項目の中で記載しました。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについては第一義的に責任があり、子ども が健やかに育つよう、子どもの権利が守られるように努めるもの とする。

#### <解説>

○「第一義的に」とは、まずは保護者に責任があるが、市民や育ち学ぶ施設の関係者、市を含む全ての人にも責任があり、社会で子どもを育てていかなければならないという考え方を示したものです。児童の権利条約や教育基本法等でも同じ表現が使われています。

(市民の役割)

- 第6条 市民は、地域全体で子どもを見守り、子どもの健やかな育ち のために協力し合い、子どもが安心して暮らせるまちづくりに努 めるものとする。
  - 2 市民は、子どもが地域社会の取組に参加できるよう、子どもが 理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報を子どもに分か りやすく伝え、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

- ○第1項「見守り」は子育てへの間接的関わりをイメージしています。市民が子どもの存在を意識しながら日々の生活を送ってほしいとの希望を込めました。「育ちのために協力」は子育てへの直接的関わりをイメージしています。子どもが地域と関わりながら育つことの大切さを市民が認識し、地域ぐるみで子どもを支援し、子どもが安心して暮らせる環境を整えていくことが望ましいと考えます。「子どもが安心して暮らせるまち」とは、子どもがいかなる理由によってもいじめや虐待、暴力、体罰を受けることなく暮らせることを示しています。これらの行為は子どもにとって重大な権利の侵害であり、児童虐待防止法では、「しつけ」の名目で行われる体罰や、言葉の暴力も含む虐待などを禁止しています。
- ○第2項:子どもが自分の意見を表明し、地域社会に参加していくためには、意見を形作るための情報が子どもに理解できる形で提供され、その意見を市民が尊重し、活かしていく必要があることを示しています。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 施設関係者は、子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた支援を行うよう努めるものとする。

#### <解説>

○育ち学ぶ施設は、子どもが多くの時間を過ごす場所であり、子どもの健やかな成長・発達に大きな影響を及ぼす重要な役割を担っています。施設では、一人ひとりの子どもが主体的に学び育つことができるよう、子どもの権利を尊重しながら年齢や発達に応じた支援を行なうことを規定しています。

# (市の役割)

- 第8条 市は、子どもの意見を尊重し、子どもが地域社会に参加で きるよう支援に努めるものとする。
- 2 市は、子どもに関する取組について、子ども自身が理解を深め、 自分の意見を持つために必要な情報を子どもに分かりやすく伝え るよう努めるものとする。
- 3 市は、子どもが安心して暮らせるまちづくりに努めるものとす る。
- 4 市は、安心して子どもが成長できるよう子どもや保護者に必要 な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市は、子どもの権利について、子ども自身や市民に周知し、市 民の理解を深めるよう努めるものとする。

- 〇児童の権利条約の実施義務を負っているのは国ですが、子どもの権利の 保障を具体的に実現するためには、子どもが生活している身近な場や地 域における取り組みが重要であり、地域社会に責任を負う自治体が果た すべき役割が大きいと考えます。
- ○第1項:子どもの意見を尊重することを通して、子どもの地域社会への 参加を支援することを示しています。

- ○第2項:子どもの意見表明や社会参加を実現するためには、意見を形作るために必要な情報が子どもに理解できる形で提供される必要があることを示しています。
- ○第3項:市のまちづくりは、子どもの権利が守られ、子どもが安心して 暮らせることを念頭において進められる必要があることを示しています。
- ○第4項:「保護者の役割」で触れたように、子育てについて第一義的な責任は保護者にありますが、保護者自身が様々な理由で悩んだり、困窮したり、孤立したりしていると、子どもの最善の利益を確保することが困難になるため、そのようなケースでは市が子どもや保護者を支援し、子どもの権利が守られるような環境を整える必要があることを示しています。
- ○第5項:条例を実効性のあるものにしていくためには、子どもの権利について市民が理解することはもちろん、子どもも自分自身の持つ権利について理解を深め、日常生活の中で常に意識されるようになる必要があります。そのための普及・啓発の取り組みは、市の重要な役割であると考えます。

#### (推進体制)

第9条 市は、子どもの権利を保障する観点から、施策の推進にあたっては教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が、必要に応じて相互に連携協力するものとする。

## <解説>

市は子どもの権利を保障するため、教育、福祉、保健、医療など子どもに影響がある全ての取組において担当部局の間で必要に応じて連携・協力 して推進していく必要があることを示しています。 (議会の責務)

- 第10条 議会は、議会活動を通して子どもに関する市の取組が基本理念に沿って推進されるよう検証し、必要に応じて提言等をするものとする。
  - 2 議会は、市をはじめ関係機関と連携の下に、子どもの権利の周 知に取り組まなければならない。
  - 3 議会は、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を尊重するまちづくり推進のために必要に応じて国や県へ働きかけるものとする。

#### <解説>

本条例の提案者として、議会は条例制定後も議会として責任を担っていく決意の現れとして「議会の責務」を明記しました。

条例の制定によって子どもの権利保障が実現するわけではなく、条例の制定は出発点に過ぎません。子どもの権利保障を実現するためには継続的な子どもの権利についての周知や、検証が必要です。

条例の理念が具体的な施策に反映され、実質的に子どもに届いているかどうか、という視点に基づき、自ら十分な情報収集を行なったうえで提言等を行なうことを規定しています。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。